

議第117号

令和8年度滋賀県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和8年度滋賀県の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。なお、資金不足額の解消に充当するため、企業債（経営改善推進事業） 204,600千円を借り入れる。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業収益		千円 30,477,797	千円 335,262	千円 30,813,059
	2 医 業 外 収 益	5,254,346	184,313	5,438,659
	4 特 別 利 益	—	150,949	150,949

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業費用		千円 31,209,400	千円 86,346	千円 31,295,746
	1 医 業 費 用	30,096,224	9,893	30,106,117
	4 特 別 損 失	—	76,453	76,453

（資本的収入）

第3条 資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額 4,148,500千円に対して不足する額 2,684,792千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,779,188千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 980千円で補填し、なお不足する額 904,624千円は、企業債（経営改善推進事業）で措置するものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 1,256,900	千円 206,808	千円 1,463,708
	4 固定資産売却代金	—	206,808	206,808

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
経 営 改 善 推 進 事 業 費	千円 795,600	千円 204,600
計	1,971,200	1,380,200

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 14,554,571	千円 2,207	千円 14,556,778

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造